

有価証券報告書の訂正報告書

ミネベア株式会社

(349088)

有価証券報告書の訂正報告書

本書は金融商品取引法第24条の2第1項に基づく訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年10月30日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

ミネベア株式会社

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月30日
【事業年度】	第61期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	ミネベア株式会社
【英訳名】	MINEBEA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山岸 孝行
【本店の所在の場所】	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。）
【電話番号】	0267(32)2200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 製造本部副本部長兼 管理本部経理部門軽井沢工場経理部長 相場 高志
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
【電話番号】	03(5434)8611(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 管理本部副本部長兼 資金部門長兼経理部門長 屋代 榮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第61期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(7) 省略

(訂正後)

(1)～(7) 省略

(8) 取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めている。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(10) 自己株式取得の決定機関

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(11) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

(12) 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。